

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書等を更新します

現在お使いの「国民健康保険資格確認書」と「後期高齢者医療資格確認書」は、7月31日で有効期限が切れま  
す。8月から使用する「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

※保険証として利用登録がされたマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちでない方には、申請することなく  
資格確認書が交付されます。

### 国民健康保険 ※有効期限：8月1日～令和9年7月31日

#### ■国民健康保険の方は次の書類が交付されます

・マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方：「資格情報のお知らせ」

※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、期限がありませんので、すでに資格情報のお知らせをお持ち  
の70歳未満の方には送付されません。

・マイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでない方：「資格確認書」

#### ■保険税納付を忘れずに

特別な事情なく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合は、資格確認書等の使用が制限されることがあります。

#### ■資格情報に変更になったときは

国民健康保険から社会保険等に変更になったときは届け出が必要です。新たに加入した社会保険等の「資格確  
認書」または「資格情報のお知らせ」と国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせを持参し、住民生活  
課または各支所に届け出てください。

■問合せ 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

### 後期高齢者医療保険 ※有効期限：8月1日～令和9年7月31日

新しい資格確認書または資格情報のお知らせを茶色の封筒に入れて7月中旬に郵送します

・85歳以上の方全員および84歳以下の方で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、資格確認書を郵  
送します。

・84歳以下の方で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※)には「資格情報のお知らせ」を郵送します。

資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関を受診してください。

※マイナ保険証を普段からご利用されている方は次の両方に該当する方です。

①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している方 ②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している方  
マイナ保険証での受診が難しくなった方には「資格確認書」を交付しますので、住民生活課に申請してください。

#### ■次の方には認定情報が資格確認書に記載されます

・過去に「限度額適用認定証」の交付を受け、令和8年度の所得区分が(※)現役並み所得者1または2の方

・過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、令和8年度の所得区分が低所得区分の方

※現役並み所得者1とは 住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

※現役並み所得者2とは 住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

#### ■認定情報を医療機関で提示すると

・「限度額適用認定情報」：医療費の支払いが一定額になります。

・「限度額適用・標準負担額減額認定情報」：医療費の支払いが一定額となり、入院時の食事代が減額されます。

■問合せ 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

## 国民年金保険料を納めることが難しいときは

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業など、国民年金保険料を納めることが経済的に困  
難な場合は、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

令和8年度分(令和8年7月分から令和9年6月分まで)の受け付けは7月1日から開始しています。過去の期間  
についても、2年1カ月前の月分まで申請できます。また、学校教育法に定める大学等に在学する方で、前年所得が  
基準額以下の方は、猶予申請をすることができます。

#### ■申請場所 住民生活課または大田原年金事務所

※スマートフォンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用した電子申請もできます。

#### ■持ち物 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※学生の方は、在学証明書または学生証(裏面も含む)の写しも必要です。

■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎72-6908